

## モジュール9

# 家庭への対応

【学校にできること④】

# 家庭への対応に際してのためらい

## ○ 家庭への対応をためらう理由

〔 学校・教職員をためらわせる「懸念」 〕

- \* 「子どもの被害がかえって大きくなるか？」
- \* 「家庭との信頼関係を損なってしまわないか？」

〔 学校・教職員によくある考え方 〕

\* 「学校でできる限界までとにかく頑張る」

高すぎる目標水準を立て「とてもできない」となる

\* 「子どもの問題には、家庭との協調で対処する」

だが、

\* 「虐待は、保護者と子どもの利害対立である」

「(家庭との強調による対応という)これまでの経験則が使えない」と感じる

# 虐待対応の際に生じやすい 保護者との軋轢

- 虐待について子どもに事実確認  
→ 保護者は、激しい抗議
- 関係機関に虐待を通告  
→ 保護者は、「裏切られた」と攻撃
- 子どもの問題行動と保護者の養育態度について話し合いを提案  
→ 保護者は、「もう登校させない」と硬化

# 対応の失敗例

\* ネグレクトされている子どもへの再三にわたる生活指導が、さらに、保護者による身体的虐待を誘発

\* 不登校事例に際し、「家では元気にしています」との親の言葉を鵜呑みにし、子どもの状態を現認しないまま、家庭内での虐待を見過ごし

\* 父親からの身体的接触を嫌がる女兒の訴えを受けていたが、「夫は子どもが好きなので」という母親の言葉を鵜呑みにし、性的虐待を見過ごし

学校による家庭への対応

## その前提

- 学校は治療機関でも判定機関でもない
  - ～ 学校に期待されるのは、家庭を支える地域資源の1つとしての役割
  
- 「保護者との信頼関係」は、虐待を通告しない理由にはならない
  
- 家庭へのかかわりにおいても、チーム対応が基本
  - ※ チームのメンバーが、互いの役割のちがいと保護者との関係におけるメンバー間の差を、理解していることが重要

# 家庭への対応のゴール

- (1) 家庭が地域社会で陥っている孤立の解消
- (2) 虐待につながる家庭内の病理性の改善
- (3) 保護者の怒りの処理のための適切な方法の発見・提供
- (4) 保護者自身の実家や親族との人間関係、夫婦間の関係の改善
- (5) 子どもに対する不正確な認知の改善
- (6) 子どもを個として認知し関わること
- (7) 子どもの「悪い行動」への耐性をつけること
- (8) 子どもが保護者以外の大人とよい関係をもつことを受け入れること
- (9) 子どもとの関係を楽しめること
- (10) 子どもに関する肯定的感情を直接表現できること

# 家庭へのかかわりに当たって

## ～ 基本的な心構え ～

- 「一方的な指導」、「上からの説教」は効果が薄い
- 価値観が違うのは当然だと考える
- 先入観を押しつけず、まずは相手の説明を聴く態度で
- その話し合いが相手にとってどのような意義を持つのかを考える

# 保護者への対応の原則

- 子どもの良い面の報告から始める
  - ※ 問題行動の報告は、「学校で処理済み」との姿勢で
- こまめでわかりやすい連絡をする
- 悩みを話し始めたら、まずは傾聴に徹する
  - ※ 教職員の側からの対処方法の提案を急がない
- 気分変動の激しい保護者の場合には、巻き込まれないよう注意する
  - ※ 連絡可能な時間などは、厳密に制限した上ではっきり伝える
- 虐待についての告白があったら、励ましを与える
  - ※ 「よく話してくれた」と受け止め、これからどうしたらよいかを一緒に考えていこうと伝える



# 対話の土台としての「傾聴」

## 対応に当たっては、まずは傾聴に徹する

- 「聴く人」になるのは、「答える人」になるより  
難しい  
※ 教員は、もともと「答える」、「教える」方が得意な職種
- 傾聴は、「孤立した家庭」という状況を打破  
する手だて
- 他の教職員・専門職を罵ってきたときは、庇  
いもせず、同調もせずが原則

# 対話のための具体的な技法

～ 問いかかけのテクニック等 ～

## ○ まずは、「称賛しながらの同情」という姿勢で当たる

※ 苦しい状況に理解を示しつつ、その中でもうまくいっている部分を探して指摘

## ○ 「うまくいっている部分」に焦点を当てて質問する

〈例〉「どんなふうにして、もっとひどい状態になってしまうのを防いでいるのでしょうか」

## ○ 虐待的な関係ばかりではないという「例外」を探し当てるような問いかかけを行う

〈例〉「叩きたくなっても叩かずに済ませることができたことはありませんでしたか？」

## ○ 自分の心理状態等を自分で把握するための物差しとなる言葉を、一緒に見つける

〈例〉「子どものすることが気にならないでいられるお母さんを10だとすると、夕べのお母さんはいくつくらいでしたか？」

## ○ 保護者から見た教職員(自分等)について尋ねてみる

# 家庭訪問時の留意点

- 当該保護者との間で、うまく関係をつくれていた者がいる場合には、あらかじめコツを聞いておく
- 保護者が酒を飲んでいるなど、落ち着いて話ができる状況にない場合は、無理強いせずに出直す
- 連続して面会を拒絶される状態になったら、よりベテランの教職員や上司などと一緒に訪ねてみる
- 子どものことばかりに話題を集めないようにする
- 相手が他の教職員を罵ったりする場合でも、「弁護もせず、迎合もせず」に接する
- さりげなく家庭内の状況を観察する

# 周囲の保護者への対応

## ①虐待されている子どもの言動が 問題視されたとき

- 周囲の子どもを守る姿勢を明確に示す
- 学校全体がチームで対応していることを伝える
- 必要に応じて管理職が直接に対応し、事実関係についての正確な情報提供と協力の依頼を行う
- 問題を「隠す」ことは、事態の改善にはつながらない  
～ ただし、当該児童生徒について、虐待又はその疑いがあることを示唆することは避ける

# 周囲の保護者への対応

## ②虐待されているのではないかと 話題になったとき

- 安易な風評・噂は子どもを傷つけることを伝え、配慮をお願いする
- 学校として、チームを組んで対応していることをきちんと伝える
- できれば、話題の当事者となっている保護者の心情にも配慮してほしいことを伝える

# 「全校体制」とは何か

**虐待事例への対応は、一種の危機管理**

- 学校としての対応姿勢を、全教職員が理解・共有する必要
- 「困難ケース」であればこそ、チーム対応が重要